

令和2年度(2020年度)

平塚市 一般会計補正予算
公営企業会計

及び予算に関する説明書

(4月専決処分 第2回)

一 般 会 計

令和2年度平塚市一般会計補正予算(第2号)

令和2年度平塚市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ981,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,556,812千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	既定予算額	補正予算額	計
15 国庫支出金		14,870,342	3,966	14,874,308
	1 国庫負担金	12,818,975	3,678	12,822,653
	2 国庫補助金	1,997,345	288	1,997,633
19 繰入金		1,932,986	986,612	2,919,598
	1 基金繰入金	1,932,986	986,612	2,919,598
21 諸収入		3,191,960	△8,946	3,183,014
	6 雑入	522,095	△8,946	513,149
歳入合計		87,575,180	981,632	88,556,812

歳出

(単位：千円)

款	項	既定予算額	補正予算額	計
2 総務費		7,259,955	2,343	7,262,298
	1 総務管理費	4,957,536	2,343	4,959,879
3 民生費		39,434,088	137,667	39,571,755
	1 社会福祉費	18,472,988	17,453	18,490,441
	2 児童福祉費	14,598,189	120,214	14,718,403
4 衛生費		7,019,510	115,466	7,134,976
	1 保健衛生費	2,308,354	15,466	2,323,820
	3 病院費	1,669,455	100,000	1,769,455
7 商工費		2,141,979	456,000	2,597,979
	1 商工費	2,141,979	456,000	2,597,979
9 消防費		3,230,280	43,325	3,273,605
	1 消防費	3,212,920	43,325	3,256,245
10 教育費		9,405,564	226,831	9,632,395
	1 教育総務費	1,660,759	957	1,661,716
	2 小学校費	3,673,316	219,531	3,892,847
	3 中学校費	694,156	3,333	697,489
	4 幼稚園費	937,437	3,010	940,447
歳出合計		87,575,180	981,632	88,556,812

(一般会計)

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
特 別 定 額 給 付 金 給 付 事 務 費	令和2年度	233,761

病 院 事 業 会 計

令和2年度平塚市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度平塚市の病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和2年度平塚市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	14,630,142 千円	30,500 千円	14,660,642 千円
第2項 医業外収益	1,820,121 千円	30,500 千円	1,850,621 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	14,630,142 千円	30,500 千円	14,660,642 千円
第1項 医業費用	14,277,360 千円	30,500 千円	14,307,860 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	575,642 千円	69,500 千円	645,142 千円
第2項 負 担 金	295,942 千円	69,500 千円	365,442 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,255,858 千円	69,500 千円	1,325,358 千円
第1項 建設改良費	658,287 千円	69,500 千円	727,787 千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,809,056 千円	15,000 千円	7,824,056 千円

(たな卸資産の購入限度額の補正)

第5条 予算第8条中「2,984,230千円」を「2,999,730千円」に改める。